

シラバス情報

授業方法	講義 ・ 実験 ・ 実習		
系 列	その他		
科 目 名	自動車法規・検査		
必修・選択	必修科目 ・ 選択科目		
対象学科	一級自動車整備科・二級自動車整備科		
年次学期・曜日・時限	2年前期	金曜日	1・2時限あるいは5・6時限
時 限 数	24時限（中間及び期末試験を除く）		
担当教員名	溝田 稜		
実務経験	有 ・ 無		
授業の目的	自動車整備士に必要な道路運送車両法の定義、自動車の定義、保安基準について講義を行う。		
テキスト	①法令教本（公論出版 発行）		
授 業 計 画			
授業回数	テーマ	内容・方法等	使用テキスト 範囲
第1回	道路運送車両法の定義 自動車の定義	法令で定められている道路運送車両、 自動車について解説する。	①P17～20
第2回	自動車の登録	法令で定められている登録制度について 解説する。	①P22～26
第3回	登録番号標、臨時運行、 回送運行	法令で定められている登録番号標、 臨時運行、回送運行について解説する。	①P26～36
第4回	保安基準（自動車の構造）	長さ、幅、及び高さなど法令で定めら れている保安基準について解説する。	①P121～131
第5回	保安基準（原動機及びシャシ）	速度制御装置やタイヤなど法令で定めら れている保安基準について解説する。	①P131～148
第6回	保安基準（車体関係）1	突起と回転部分など法令で定められてい る保安基準について解説する。	①P148～178
	中間試験	第6回までの授業内容に関する筆記試験	
第7回	保安基準（車体関係）2	運転者席や座席ベルトなど法令で定めら れている保安基準について解説する。	①P148～178
第8回	保安基準（公害防止装置）	近接排気騒音など法令で定められている 保安基準について解説する。	①P179～195
第9回	保安基準（灯火関係）1	走行用前照灯など法令で定められている 保安基準について解説する。	①P196～256

第 10 回	保安基準（灯火関係） 2	制動灯など法令で定められている保安基準について解説する。	①P196～256
第 11 回	保安基準（灯火関係） 3	法令で定められている方向指示器の保安基準について解説する。	①P196～256
第 12 回	保安基準（運転操作装置）	法令で定められている非常信号用具の保安基準について解説する。	①P257～273
	期末試験	第1回～第12回までの授業内容に関する筆記試験	
到達目標	自動車整備士に必要な、道路運送車両法の定義の理解、自動車の定義の理解 保安基準の習得		
成績評価方法	平常点（小テスト、レポートやノートの提出とその評価、出席及び授業態度）、中間試験並びに期末試験を合算して行う。		
定期試験受験資格	開講された全時限に出席し、レポート・ノートの提出が完了している者。 欠席した時限がある場合は、補講も完了している者。		
成績評価基準	<p>成績評価は、期末試験の点数が40点以上を満足した上で、100点を満点とする整数について、次の割合で行う。</p> <p style="padding-left: 40px;">中間試験の点数 30%</p> <p style="padding-left: 40px;">期末試験の点数 40%</p> <p style="padding-left: 40px;">平常点 30%</p> <p>上記の割合によって学期末の評点が60点以上である場合、以下によって評価する。</p> <p style="padding-left: 40px;">60～69点 = 可、70～79点 = 良、80～89点 = 優、90点以上 = 秀</p> <p>60点未満の場合、再試験を行い、試験点のみで60点以上のとき履修を認定し、成績は60点 = 可とする。</p>		
成績評価できない場合の基準	全講義を終了時点の出席率が50%を満たしていない場合、 又は、成績評価が60点未満の場合。		